

議案第77号

新居浜市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

新居浜市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市職員の旅費に関する条例（昭和31年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員の」を「別に定めがあるもののほか、公務のため旅行する職員に対し支給する」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）職員 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項に定める者をいう。

（2）市長等 新居浜市特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）の適用を受ける職員をいう。

（3）出張 職員が公務のため一時その在勤庁（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所

又は居所を離れて旅行することをいう。

(4) 赴任 新たに採用された職員（本市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となった者に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。

(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(6) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(8) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第1項中「公務のため旅行（出張又は赴任）したときは」を「出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し」に改め、同条第2項中「該当する者」を「掲げる者」に、「旅費」を「、旅費」に改め、同項第1号中「職員が」を「職員が出張又は赴任のための」に、「に退職等」を「に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）」に、「（退職等」を「（当該退職等」に改め、同項第2号中「職員が」を「職員が出張又は赴任のための」に改め、同条第3項中「、前項第1号」を「前項第1号」に、「又は第29条第1項の規定により退職等（退職、失職）」を「若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等」に、「場合には」を「ときは」に、「かかわらず、」を「かかわらず、同項の規定による」に、「支給しない」を「、支給しない」に改め、同条第4項中「職員以外の者が」を「職員又は職員以外の者が、」に、「ため」を「ため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として」に、「対

し市長が定める」を「対し、」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

第3条第6項中「、第4項及び前項」を「及び前2項」に、「その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を取り消され」を「次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び第5条において同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に、「金額があるときは、当該金額」を「金額」に、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第7項中「旅行中交通機関の事故又は」を「旅行中」に、「市長が認める」を「規則で定める」に、「概算払を受けた旅費」を「概算払を受けた旅費額」に、「旅費の額」を「旅費額」に改め、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第2項中「、公務」を「公務」に、「旅行命令等」を「、旅行命令等」に改め、同条第3項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「場合は、これを変更」を「場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更を」に改め、同条第4項を削る。

第6条を削る。

第5条の見出し中「普通旅費」を「旅費」に改め、同条第1項中「普通旅費」を「旅費」に、「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、

宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第2項中「第21条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅費の計算)」を付し、同条中「旅費は」を「旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種類及び第9条から第19条までに規定する内容に基づき」に、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「、最も」を「最も」に、「又は方法によって」を「又は方法により」に、「場合であって旅行命令権者の承認を受けた場合」を「場合」に改める。

第8条から第10条までを削る。

第11条第1項中「とする者」を「とする旅行者」に、「受けた者」を「受けた旅行者」に、「もの」を「もの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」に、「必要な書類」を「必要な資料」に、「当該旅費の」を「これを当該旅費又は当該金額の支出又は」に、「添付書類」を「資料」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その書類」を「その資料」に、「その旅費」を「、その旅費又は旅費に相当する金額」に、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第2項中「者」を「旅行者」に、「当該旅行に」を「、当該旅行に」に改め、同条第3項中

「当該」を「、当該」に改め、同条第4項中「及び必要な添付書類の様式並びに第2項及び前項」を「の様式、第2項及び第3項」に、「期間は、市長が」を「期間並びに前項に規定する給与の種類は、規則で」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 支払担当者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

第11条を第8条とし、同条の次に次の3条を加える。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うも

のであって、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級(市長等が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第12条及び第13条を次のように改める。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第13条の2を削る。

第14条から第18条までを次のように改める。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜につき2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、前2条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第9条から第12条までの規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、第1項で定める額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居宅若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿

泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合は、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第19条及び第20条を削り、第21条を第19条とする。

第22条中「次の各号に掲げる旅費」を「退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるもの」に改め、同条第1号及び第2号を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第22条を第20条とする。

第23条第1項中「第3条第2項第2号」を「第3条第2項第2号又は第3号」に、「死亡地から本市までの往復に要する職員の前職務相当の旅費」を「出張又は赴任の例に準じて規則で定めるもの」に改め、同条第2項を削り、同条を第21条とし、同条の次に次の2条を加える。

(証人等の旅費)

第22条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長と協議して定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種類について、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第24条中「職員が公用の交通機関、宿泊施設を利用して旅行した場合その他次の各号に掲げるものの他」を「旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における」に、「この条例の規定により」を「この条例の規定による」に、「には、一定の金額を支給し、又は旅費の全部若しくは一部」を「においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して

定める旅費を支給することができる。

第25条中「市長が」を「規則で」に改め、同条を第27条とし、第24条の次に次の2条を加える。

(旅費の特例)

第25条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項又は第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 職員が特別職の職員に随行して旅行した場合であって、任命権者が随行であることを見めたときは、当該特別職の職員の旅費相当額を支給する。

(旅費の返納)

第26条 支払担当者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新居浜市職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(新居浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改

正)

3 新居浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「行政職給料表4級以上の者」を「一般職の職員」に改める。

（新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

4 新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和42年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第3条第5項、第4条第1項、第13条第1項第1号、第23条の2及び第24条」を「第2条第2号及び第3号、第20条第3項、第22条、第23条の2、第24条並びに第25条」に、「同条例第13条第1項第1号」を「同条例第2条第2号」に、「同号」を「同条例第2条第2号」に改める。

（新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

5 新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「それぞれ次の相当級とみなし費用弁償」を「新居浜市職員の旅費に関する条例（昭和31年条例第21号）の規定を準用し、費用弁償として旅費」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の旅費額は、一般職の職員相当額とする。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、旅費の算定方法、支給対象等を改めるため、本案を提出する。